

## 社会福祉法人ベルノホーム 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ベルノホーム(以下「当法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。・「職員給与規程」による通勤手当や旅費支弁との重複がないよう、留意する。

(1)理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償  
実費を支給する。

(2)監事が、監査を実施した場合の費用弁償  
実費を支給する。

### (改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。